

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

長門市立向陽小学校

令和6年4月

※令和6年4月改訂

目次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | いじめ防止基本方針の策定について | 2 |
| 2 | いじめの防止等のための基本理念 | 2 |
| 3 | いじめの定義及び認知と対応の方針 | 3 |
| | (1) いじめの定義 | 3 |
| | (2) いじめの認知と対応の留意点 | 3 |
| | (3) いじめの解消について | 4 |
| 4 | いじめ防止等の対策の基本方針 | 5 |
| | 基本方針① 未然防止 | 5 |
| | 基本方針② 早期発見と適切な対応 | 6 |
| | 基本方針③ 学校・教育委員会・関係機関との連携 | 7 |
| 5 | いじめの防止等のために本校が実施すべき施策 | 9 |
| | (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 | 9 |
| | (2) 校内いじめ対策委員会の設置 | 9 |
| | (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 | 10 |
| | (4) 指導上の配慮が必要な児童生徒への対応 | 10 |
| 6 | 重大事態への対応 | 11 |
| | (1) 重大事態の判断及び報告 | 11 |
| | (2) 重大事態の調査 | 12 |
| | (3) 再調査及び措置等 | 12 |
| 7 | いじめの防止等に向けた年間計画 | 13 |
| 8 | 「いじめ」を認知したときの重大事態発生時の調査等 のときの対応の流れ | 15 |

1 いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、教育委員会・学校・家庭・地域その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条の規定に基づき、長門市立向陽小学校（以下本校）がいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等のための基本理念

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶することを目的に行う。
- いじめの根絶に当たっては、学校・教員を主体としつつ長門市が推進しているコミュニティ・スクールや地域協育ネットをいじめ対策の点からも推し進め、地域ぐるみの協働により解決する仕組みづくりを強化する。また、家庭と連携を図るため、保護者や外部団体等に向けた、普及啓発活動を行う。特に、早期発見と適切な対応を促進するために、専門家や専門機関との連携・協力体制づくりを進める。

あわせて、自他の存在そのものの価値を認め、共によりよく生きていこうとする「みずぶさんのまなざしと感性」を基調とした心の教育はもとより、コミュニケーション活動を重視した教育活動、体験活動を推進するとともに、児童会・生徒会における活動等、子ども自身の主体的な参画によ

るいじめ問題への取組を促進する。実践的な生き方スキルの獲得や自己有用感をもち安心して活躍できる授業づくりや集団づくりに力を入れ、いじめ防止等の対策を行うものとする。

- 本校は、「学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る体制づくり」を行うことと、「子どもたち自身が自分の命や権利を守っていける力を育む教育活動」を推進することをいじめ根絶の基本理念とする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの定義及び認知と対応の方針

(1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条（定義）】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知と対応の留意点

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの確認と把握においては、次の点に留意する。
 - ・ 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。
 - ・ いじめられた児童生徒の主観を確認するだけでなく、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
 - ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じ

て、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- ・ 外見的には「けんか」「からかい」「いじり」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
- ・ 好意による行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童生徒に「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による処置も可能である。

- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(3) いじめの解消について

- 「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係わる行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。
相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。
- 「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめ防止等の対策の基本方針

基本方針① 未然防止

日々の学校生活の改善から未然防止は始まる。

未然防止は、次の3点があげられる。

①児童たちが笑顔で生活し、目の前の学びに集中できるよう、「一人ひとりに合った環境」へと調整する。

*環境調整には、人的環境、物的環境、空間的環境の3つの環境がある。

②わかる授業づくりを進める。

③特別活動・道徳・総合的な学習などを中心に友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することを重要視する。

【取り組み方法】

| | |
|-------------------|---|
| みすゞ♡ | みすゞさんの詩を使った学習を各学年の特別の教科道徳の年間計画の中に位置付け、思いやりの心を育む。 毎週アンケートを実施し、放送コーナーで、そこに書かれている友達のいいところを紹介。 |
| 学校運営協議会 まち株式会社 | 学校運営協議会やまち株式会社と連携して、学校・家庭・地域が一体になった取組を話し合う。 例：児童との熟議、うたあかり、湯道 |
| 地域協育ネット | 地域の方々がたくさん学校を訪問し、教育内容や環境を充実させるとともに、子どもたちと心がこだまし合う豊かな交流を広げるために、公民館が学校と地域を結ぶ。 例：クラブ活動 |

○すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。つまり、日々の学校生活の改善から未然防止が始まる。

○被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

○居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員として自覚や自信が育まれるならば、仮に児童が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれたとして

も、いたずらにストレスに囚われることは減る。そして、互いを認め合う人間関係、学校風土を児童自らつくりだしていくことができる。

- 未然防止の取組については、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

基本方針② 早期発見と適切な対応

いじめを早期に発見し適切に対応する研修や体制づくりを進める。

早期発見の基本は、次の3点があげられる。

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること

【取り組み例】

| | |
|----------------------------|---|
| <p>教職員研修 (児童理解の会等)</p> | <p>個人ノートや日記などの活用、保健室の様子を聞くなど今まで当たり前、あるいは、何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用していく。専門的知識に基づいたいじめ防止対策がとれるよう、夏季研修講座や初任者研修で教職員研修を実施する。 例：夏季いじめに関する研修（特別支援教育研修と兼ねてスクールカウンセラー（以下SC）などと連携して実施）</p> |
| <p>アンケート調査</p> | <p>全校児童を対象に、毎週1回、いじめに関する調査を行う。全保護者・児童を対象に学期に1回、いじめに関する調査と教育相談を実施。いじめの疑いやいじめに発展する恐れがある事例が見つかったときは、校内いじめ対策委員会を中心に、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)などの情報を確認・共有し迅速に対応する。教職員に直接話をためらう場合に役立つように「24時間いじめ相談ダイヤル」などを周知する。</p> |
| <p>関係機関との連携</p> | <p>いじめその他の問題について、本人、保護者、学校からの相談に応じるとともに、必要に応じて、SC・スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）や臨床心理士、教育支援センターなどの関係機関につなぐ。</p> |

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないか

との疑いをもって、早い段階からの確にかかわり、積極的にいじめを認知する。

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- その後、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- 教職員研修（児童理解の会等）による評価・検証・改善を行い、平素から協働実践が行えるよう、組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。また、専門的知識に基づいたいじめ防止対策がとれるよう、その対処の在り方について理解を深めておく。

基本方針③ 学校・教育委員会・関係機関との連携

学校だけでは対応が難しい事案は、教育委員会や関係機関が連携する。

連携の基本は、次の2点があげられる。

- ①教育委員会の指導助言や支援を受ける。
- ②必要に応じて関係機関と連携した取組を進める。

| | |
|-----------|---|
| 教育委員会 | いじめ事案が発生したときは、学校は教育委員会に連絡・相談し、教育委員会は必要な指導助言や支援を行う。 |
| 少年安全サポーター | 職務遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。児童生徒の生命や身体の安全や財産が脅かされている場合は、学校と連携しながら直接・間接的に指導や支援を行う。必要に応じて、警察とも連携する。 |
| その他の関係機関 | 必要に応じて、児童相談所、子育て支援課、民生・児童委員、保護司、医療機関、法務局等の人権擁護機関と連携した対応を行う。法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」「24時間いじめ相談ダイヤル」などを児童生徒・保護者へ周知する。 |

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための連携体制をつくる。
- P T Aや地域の関係団体等との連絡会議や学校運営協議会等を活用し、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進できる体制を構築する。
- 学校や教育委員会は、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や、児童相談所、子育て支援課、民政・児童委員、保護司、医療機関、法務局等の人権擁護機関と適切に連携をとる。
- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者が密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」「24時間いじめ相談ダイヤル」など、学校以外の相談窓口についても児童生徒・保護者へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会は、関係機関との連携を図っておく。

5 いじめの防止等のために本校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

- ① 学校基本方針には、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を明記する。
- ② 学校は、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組（アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等）が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を策定する。
- ③ 学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検するため、学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを設定する。
- ④ 学校基本方針を策定するに当たって、方針を検討する段階からPTAや学校運営協議会等から意見を聴取する。
- ⑤ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の思いや考えを汲み取る。
- ⑥ 策定した学校基本方針について、学校便りやホームページなどで公開する。

(2) 校内いじめ対策委員会の設置

学校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、常設の組織「校内いじめ対策委員会」を置く。

- ① 当該委員会は、学校がいじめの問題への組織的対応において中核的な役割を保持する。
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報を迅速に共有し、関係のある児童生徒に事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針を決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ③ 当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ未然防止の取組が計画どおり進んでいるかの確認を学校評価の評価項目（いじ

めが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に位置づけ、日常的に評価・検証・改善する。

- ④ 年3回の教育相談や学級懇談会、PTA総会等の中で、児童生徒及び保護者に対して、校内いじめ対策委員会の存在及び活動が認識できるようにする。
- ⑤ 当該委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- ⑥ 当該組織には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させる。
- ⑦ 心理の専門家としてはS Cを活用し、福祉の専門家としては教育委員会配置のS S Wを活用する。
- ⑧ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、当該委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① いじめの未然防止 (目標をもって、生活ができるようにキャリア教育の充実を図る。)
児童生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動に取り組むとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活動できるような授業づくりや集団作りに努める。また、情報モラルを身に付けさせる教育の充実を図る。
- ② いじめの早期発見 (教職員のいじめの認知力を高める。)
定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確にか かわり、積極的に認知する。
- ③ いじめへの対処
(校内の情報共有体制ホウ・レン・ソウと教育相談体制の充実を図る。)
特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの事実確認を確実にいき、加害児童生徒、被害児童生徒又は保護者に対する指導や支援を行う。

(4) 指導上の配慮が必要な児童生徒への対応

学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当

該児童生徒の特徴を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む障害のある児童生徒

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上で、適切な指導・支援を行う。

② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、外国人児童生徒等に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童生徒

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ 震災により被災した児童（以下「被災児童生徒」）については、被災児童生徒の受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感を教職員が理解し、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。（法第28条より抜粋）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下「第1号事案」）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下「第2号事案」）
- ・ 当該児童・保護者からいじめられて重大事態（不登校）に至ったという申し立てがあったとき（以下「第3号事案」）

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ◇ 子どもが自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

- 当該事案が重大事態であると判断したときは、教育委員会に状況を知らせると共に、市教委を通じて市長へ、速やかに事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査主体の決定

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、適切に決定する。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

③ 調査の組織

学校が主体の場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

教育委員会が主体の場合は、「いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

教育委員会は、調査結果について速やかに市長へ報告を行う。

(3) 再調査及び措置等

調査報告を受けた市長は、当該報告に係わる重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、第三者組織を設置し、調査の結果について、調査を行うこととする。

7 いじめの防止等に向けた年間計画

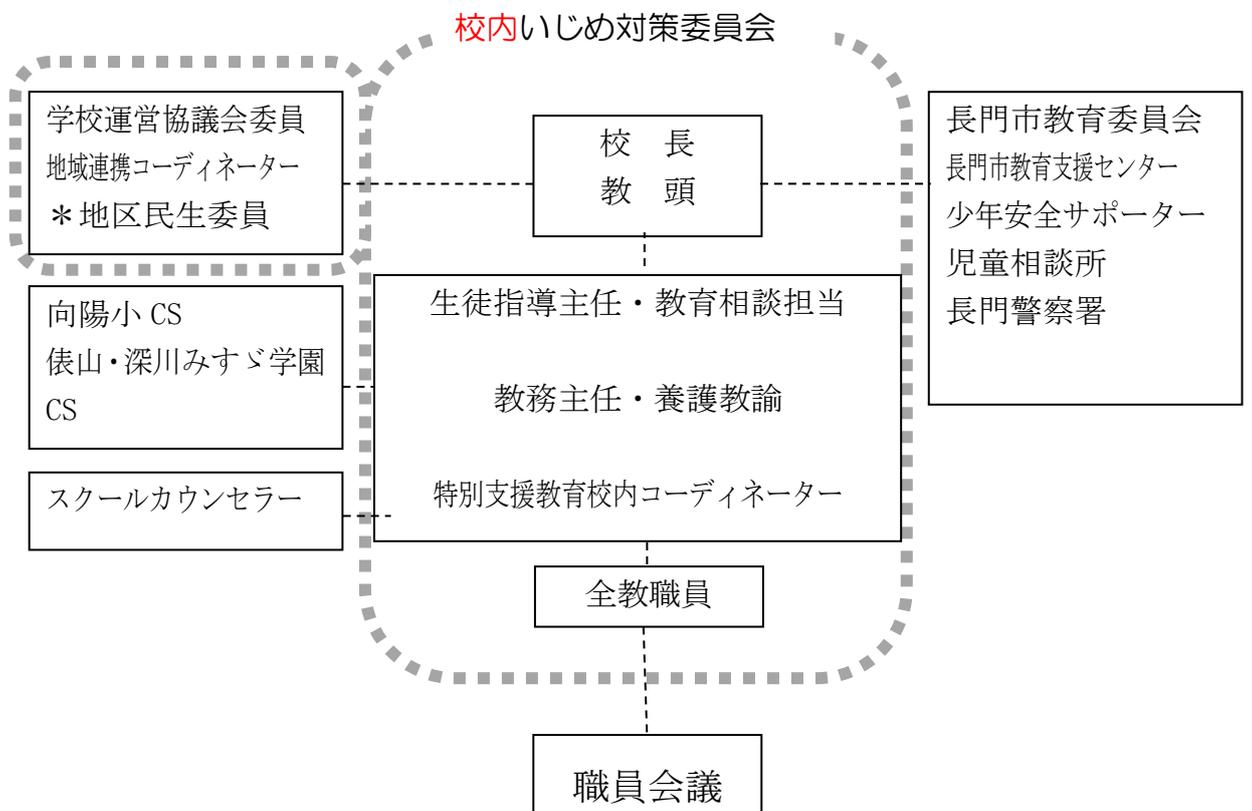
《通年取組事項》

「あなたのことをおしえてね（通称：みすゞハート）」アンケートの実施（毎週火曜日）
 →アンケートから、児童への聞き取り、教育相談および問題解決に向けて（情報共有）4月の第1週から行う。1年生は、聞き取りで実施。実施後毎週火曜日のお昼の放送での「みすゞハート」の紹介（教育相談担当）
 ＊毎週木曜日の職員連絡会にて、＊みすゞハートを中心に生徒指導事項の情報共有
 ＊ケース会議の適宜開催 ※事案について、即時性をもって全職員で共有できるようにする。
 ＊教育相談事前アンケートと教育相談、保護者アンケートの実施（学期1回）
 ＊いじめ対策委員会（学校運営協議会等も構成員・・・p14構成図より）

| | いじめの防止等の対策のための組織 ・校内研修等 | いじめの防止等を意識した取組 |
|-----|--|---|
| 4月 | ○校内支援委員会（春季休業中） ・問題行動や支援の必要な児童についての共通理解 ○校内生徒指導研修会 （職員会議の中で実施） ・学校いじめ防止基本方針共通理解 ・学校ホームページへの掲載 ・アンケートの実施と活用について （教育相談担当より） | ・学校いじめ防止基本方針の周知 児童へ、保護者へ ・学級指導の実施 「いじめとは」 「アンケートについて」（解決に向けて） ※「学校いじめ防止基本方針」の読み合わせをして、内容の理解、共有を図る。 1学期・・・いじめの定義等・年間計画 2学期・・・対策の基本方針 3学期・・・本校が実施すべき施策 来年度に向けて見直し、修正 |
| 5月 | ○俵山・深川みすゞ学園推進委員会 ○GHP（SCによる自殺予防授業） | |
| 6月 | ○GHP（SCによる自殺予防授業） | ・第1回教育相談（事前アンケート） ・保護者アンケート |
| 7月 | ○SCによる夏季職員研修 | ・「学校評価アンケート」実施 |
| 8月 | ○俵山・深川みすゞ学園合同研修会 | |
| 9月 | ○「いじめ防止・根絶強調月間」の取組について | ○「いじめ防止・根絶強調月間」の取組の周知 ○向陽秋祭り（児童会提案） |
| 10月 | ○人権教育参観日・講演会 | ・いじめ防止強調月間 |

| | | |
|-----|--|---|
| | | 児童会を中心とした取組 「いじめ・ダメ絶対！！行動宣言」 ・第2回教育相談（事前アンケート） ・保護者アンケート |
| 11月 | | |
| 12月 | | *12月 人権週間 ・「学校評価アンケート」実施 |
| 1月 | | |
| 2月 | ○俵山・深川みすゞ学園推進委員会 ○SCによる0年次 | ・第3回教育相談（事前アンケート） ・保護者アンケート |
| 3月 | ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善 ○問題行動や支援の必要な児童についての引き継ぎ（資料作成） | ・「取組評価アンケート」と見直し |

※いじめ対策委員会の構成



8 「いじめ」を認知したときの対応の流れ

